

小規模事業主(※)の皆さま

3/5改正版

※ このマニュアルは、従業員が概ね20人以下の会社や
個人事業主の方を対象としています。

支給申請が簡単になりました

緊急雇用安定助成金 支給申請 マニュアル

緊急対応期間

(令和2年4月1日～令和3年4月30日)

緊急対応期間が延長されました

雇用保険被保険者ではない従業員の方を
休業させた場合の助成金です。

- ※ 雇用保険被保険者は「雇用調整助成金マニュアル」をご覧ください。
- ※ 緊急雇用安定助成金は、令和2年4月1日から令和3年4月30日までの休業が対象となります。
- ※ 申請の期日が延長されたものではありません。申請期限は、「支給対象期間」の末日の翌日から2ヶ月以内です。

厚生労働省
都道府県労働局
八口ワーク(公共職業安定所)
令和3年3月5日現在

PL030305企03

1. 助成率をチェックしましょう

※令和3年2月22日に制度が改正されたあとの助成率です。

申請する賃金締切期間（判定基礎期間）は、

令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間を含んでいる。

はい

いいえ

申請する賃金締切期間（判定基礎期間）は、令和3年1月8日から令和3年4月30日までの期間を含んでいる

はい

いいえ

緊急事態宣言等対応特例に該当

令和3年1月8日～判定基礎期間の末日まで解雇等^(※1)していない

はい

いいえ

令和2年1月24日～判定基礎期間の末日まで解雇等^(※1)していない
また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されている^(※2)

はい

いいえ

助成率は
10/10
(100%)

助成率は
4/5
(80%)

上記期間以外は本助成金は対象としていません。

- (※1) 解雇予告、解雇とみなされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。
- (※2) 下線の期間の各月の末日時点の従業員人数の平均と比べて、5分の4以上の人数が維持されていることを指します。

2. 休業した実績を記入します。

様式新小第2号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主用様式）（R3.1）

休業実績一覧表

支給申請する1か月間
(判定基礎期間)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

通常、賃金締切日の期間
(1か月)と同じです。

休業手当支払い率

%

事前に定めた「休業
手当支払率」を記入
してください。

⑤ $\frac{b}{Y}$ 時間
(小数点以下切り上げ)

⑥ (②+⑤)
休業延べ日

$B = X + Y$ 日

労働者	② 1日休業した日数 (日)	③ 1日のうち一部 休業した時間数 (時間)	④ 判定基礎期間の 休業手当の額 (円)
【合計欄】 記入した全員分の合計を右に記入してください →	X	a	A

短時間休業の合計
時間数が、何日分
に当たるのか計算
します。

$$Y = a \div b$$

雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合、氏名を記入してください。

次に、休業させた日数や時間、休業手当額を一人ひとり記入してください。

なお、休業手当額は1日休業させた場合と、一部の時間休業させた場合の合計額を記入します。

※ 短時間休業は、個人ごと及び日ごとに1時間以上の休業である必要があります。また、個人ごと及び日ごとに30分未満は切り捨てとなります。

例) 2時間40分→2.5時間

短時間休業欄には、短時間休業を実施した上記の時間の合計を記入してください。

今回の休業が事前に決めた内容（休業期間や休業手当率など）に沿って行われたか、従業員の代表の方に確認してもらってください。

内容に誤りがなければ、従業員の代表の方に署名（記名と押印でも可）してもらってください。

この署名により、事業主と労働者代表が事前に確約していたことを確認した書面とみなします。

事業主及び協定をした労働組合又は労働者代表は、この一覧表に記入した休業に関する内容（休業期間、日数・時間数、休業手当支払い率、対象者）が、事前に事業主と労働者代表との間で確約したものであることを確認しました。

協定の当該労働者の	労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全て	<input type="checkbox"/>
上記労働者とを明らかにし、チェック	督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出する者であつて使用者の意向に基づき選出された者でないこと。（チェックボックスに要	<input type="checkbox"/>

労働者代表等の適格性について
確認し、チェックボックスに
チェックしてください

事業主 氏名

押印不要

協定をした労働組合の名称又は労働者代表 名称/氏名

押印不要

3. 支給申請書に必要な事項を記入します。

様式新小第1号（新型コロナウイルス感染症関係）（小規模事業主（自動計算）用様式）
緊急雇用安定助成金 支給申請書
 事業所管轄 労働局長 殿
 緊急雇用安定助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
 今回の申請書一式の記載内容について偽りのないことを誓約し、労働局・安定所が確認のため問い合わせた場合

1	会社などの名称	
	代表者役職・氏名	
	住所 〒	
	申請担当者 氏名	連絡の取れる電話番号
	店舗などの名称	
	住所 〒	電話番号
	雇用保 (ない)	
	金融機	金融機関コード (4桁)
	支店名	支店コード (3桁)
	口座名	
	フリガ	
	口座の	口座番号

休業中などで事業所を不在にしている場合、連絡のつく番号を記載してください。

同じ事業所について、雇用調整助成金と同時に申請する場合に限り、1～3欄は記入不要です。ただし、1の「会社などの名称」欄は、記入してください。

休業した月と、1年前の同じ月の売上げなどを比較します。1年前が適当でない場合、①2年前の同じ月、②1か月～1年前の間のいずれかの月でもかまいません。

不明な場合は、全国銀行協会のホームページで検索できます。

4 (経済上の理由に該当するかどうか)	経済上の理由	新型コロナウイルス感染症の影響などが5%以上減少しましたか。	()
---------------------	--------	--------------------------------	-----

5 (「休業実績一覧表」から、以下のことを確認してください。)

休業の規模	今回の支給申請する1か月間(判定基礎期間)において、従業員2人あたり1日以上休業しましたか。	()
	令和2年1月24日～判定基礎期間の末日まで解雇等(※1)していませんか。また、判定基礎期間の末日時点で雇用が維持されていなかったか(※2)。	()

解雇および雇用維持の状況によって該当する助成率をご記入ください。

支給申請する1か月間(判定基礎期間) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

a. 休業手当額 × 助成率

休業手当の合計額 (円) × 助成率 (%) = (円)

b. 上限日額 × 休業延べ日数

15,000 (上限日額) 円 × 休業延べ日数 (日) = (円)

a か b のいずれか低い額を右の欄に記入 → 助成予定額 (円)

休業延べ日数を、従業員数の半数で割って確認します。

「休業実績一覧表」を見て、A「休業手当合計額」とB「休業延べ日数」を書いてください。
 また、支給申請書別紙「助成率確認票」で確認した助成率を書いて計算し、aとbのいずれか低い方が助成予定額です。

参考

雇用保険 適用事業所設置届 事業主事業所各種変更届

①事業所番号 (②管轄区分) (③変更年 平成)

④事業所の名称(1) (2)

カフシキカイシヤ

雇用保険の適用事業所番号を記入する場合は、設置届控のこちらの番号を記入してください。

4. 支給要件確認申立書を記入します。

※ 雇用調整助成金と同時に申請する場合、提出不要です

1が「いいえ」の場合のみ記入してください。1が「はい」の場合には回答は不要です。

役員等とは
個人事業主の場合は事業主本人、
法人の場合は役員、団体の場合は
代表者及び理事等で役員名簿等に
記載がある方のことです。

3から12までの項目を確認し、「はい」または「いいえ」のいずれかを選択してください。

(法人番号)は、本社等に通知されている13桁の番号を記載してください。

役員等がない場合・個人事業主の場合は、生年月日を記入してください。
役員等がいる場合は、役員名簿（生年月日が入ったもの）を別途添付してください。

様式新小第3号

又和安件唯認申立書（案定雇用又是助財）

事業主記載欄
○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください）（後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）

1 過去に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがない、または、受けたことがあったとしても当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年（平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金に関する不正受給の場合は3年）を経過している。かつ、平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に關した役員等がない。	事業主記載欄 左欄1について (はい・いいえ)
2 (1が「いいえ」の方のみ) 不支給措置期間中であるが、支払い義務を負った金額(※)の全てを支給申請日までに支払っており、本来の不支給措置期間（再度不正受給を行った場合は、応期間中に緊急雇用安設定されることを承諾した期間）に關与した役員等がいる額	(左欄1が「いいえ」の方のみ回答してください) 左欄1について (はい・いいえ)
3 支給がある後に納付し、4 支給を受けていない加入して年10月	
5 ① 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でない。 ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは關与していない。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていない。 ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。	
6 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に關していない。 7 倒産していない。	
8 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表することに承諾する。 9 役員等の氏名、役職、生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付していない事業主（個人事業主である又は役員等が事業主のみである、本紙の事業主欄の「生年月日」欄に記載している場合を除く。）ではない。 10 休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない。 11 雇用関係助成金支給要領に従うことに承諾している。 12 (雇用調整助成金等オンライン受付システムにおいて申請した場合)オンラインで提出した書類については、原本と相違ない。	左欄の3～12について (はい・いいえ)

令和 年 月 日 事業所管轄 労働局長
(事業所管轄) 公共職業安定所
1から12までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1から12までの確認を労働局(安定所)が行う場合には協力します。
また、本助成金に關し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない請求金(※)を弁済します。
※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により返還を求められた額の200%に相当する額、②不正受給により返還を求められた額の20%に本助成金を支給する場合に、再度不正受給を行った場合には、上記のうち③の額は「不正受給により返還を求められた額の200%に相当する額」となります。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受け

事業主 住所 電話番号
名称 (法人番号)
氏名
生 月 日 年 月 日
住所 電話番号
代理人又は社会 氏名
保険労務士(提出代行者・事務代理者の表示)

押印
不要

押印
不要

※社会保険労務士が第2項又は同規則第3項の支給に係る事業主

5. 支給申請に必要な書類をそろえます。

支給申請書類（3種類）

（様式新小第1号、2号、3号）

緊急事態宣言等対応特例に該当する場合は

（様式新小第1号（2）、2号、3号）

添付書類

比較した月の売上などがわかる書類

（売上簿、レジの月次集計、収入簿など）

※ 休業した月と1年前の同じ月の2か月分必要です。
（休業した月の前月などの比較もできます）

※ 2回目以降は提出不要です。

休業させた日や時間がわかる書類

（タイムカード、出勤簿、シフト表、労働契約書・労働条件通知書など）

休業手当や賃金の額がわかる書類

（給与明細の写しや控え、賃金台帳など）

（役員等がいる場合）役員名簿

（生年月日が入っているもの）

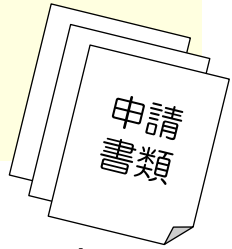
※ 事業主本人以外に役員がいない場合及び個人事業主の場合は、提出不要です。

振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカード
のコピー（口座番号やフリガナの確認ができる部分）を
できるだけ添付してください。（2回目以降は提出不要です）

このほか、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

おつかれさまでした!

支給申請に必要な書類がそろったら、
事業所の住所を管轄する労働局または
ハローワークに提出してください。
(窓口、郵送、オンライン)



※ 郵送の場合は、郵送事故防止のため、配達記録や簡易書留
など、**必ず配達記録が残る方法**で郵送してください。
なお、**申請期限までに届いていなければなりません**ので
ご注意ください。

(送付先一覧はこちらから)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

厚生労働省 助成金のお問い合わせ先・申請先

検索



申請期限は、**支給対象期間の末日の翌日**
から**2か月以内**です。

例) R2/12/1～R2/12/31休業の申請期限 R3/2/28まで
給与明細の写しなど休業手当の額が確定した書類があれば、
支給対象期間経過後、賃金支払日の前でも申請することがで
きます。

(お知らせ)

緊急事態宣言等対応特例の支給申請について

中小企業の雇用維持要件を緩和します

(令和3年1月8日から判定基礎期間の末日まで解雇等を実施していないこと)

- 緊急事態措置を実施すべき期間※を1日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます
- 支給申請に当たっては、厚労省HPの様式をご活用ください

<様式はこちら>



申請期限

通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和3年1月8日から令和3年3月31日までに判定基礎期間の末日がある休業等については、令和3年5月31日まで申請が可能です。

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 管轄の労働局等にご連絡下さい
- 差額（追加支給分）をどのような形で支払うか、管轄の労働局よりご案内いたします
※ 審査の状況によっては、一旦支給決定し、そのあと追加支給申請していただくようお願いする場合がございます

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給のために、追加支給申請の手続きが必要となります
- 追加支給申請の期限は、A又はBのうち最も遅い日付となります。
A：令和3年5月31日まで
B：支給決定日の翌日から2か月以内

<様式はこちら>



- ・ 様式追第2号 追加支給申請に係る申出書（緊急事態宣言等対応特例）
- ・ 追加支給申請をする判定基礎期間に係る支給決定通知書（写）
- ・ 様式新第3号（2）支給要件確認申立書（緊急事態宣言等対応特例）
- ・ 休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）